



平成 27 年 5 月 22 日

各位

会社名 株式会社ネプロジャパン  
代表者名 代表取締役社長 筒井 俊光  
(JASDAQ・コード 9421)  
問合せ先  
役職・氏名 経営企画室長 野澤 創一  
電話 03-6803-3976

## 有償ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 22 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社取締役及び従業員並びに当社子会社取締役及び従業員に対し、下記のとおり、新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

### 記

#### I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社グループの中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、当社取締役及び従業員並びに当社子会社取締役及び従業員の意欲や士気をより一層向上させ、また、持続的な収益の拡大及び利益の確保に対するコミットメントをより一層強めることを目的として、有償にて新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社の株式の総数は、本日現在における当社の発行済株式総数 2,675,200 株に対して 10.35%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績数値の達成が行使条件とされており、当該数値は、現在当社が進めております事業ポートフォリオの再構築のなかで、ゲーム事業及び人材ソリューション事業等の将来的成長が見込まれる事業分野の拡大により、過去のパフォーマンスを超える成長を目指すべく、過去 5 年間の平均のれん償却前営業利益（134 百万円）を参考に、これを超える目標値として設定しております。当該数値が達成されることは、当社の企業価値、株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、中長期的な観点において既存株主の皆様利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

## II. 新株予約権の発行要項

### 1. 発行する本新株予約権の総数

2,768 個とする。

### 2. 本新株予約権の発行価額

本新株予約権 1 個当たりの発行価額は、6,200 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルート・コンサルティングが、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成 27 年 5 月 21 日）の東京証券取引所における当社株価の終値 1,719 円/株、株価変動性 75.39%、配当利回り 0.58%（年率）、無リスク利率 0.128%（年率）や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 1,719 円/株、満期までの期間 6 年、業績条件）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果と同額である。

### 3. 本新株予約権の内容

#### (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の種類及び数は、当社普通株式 100 株とする（なお、本新株予約権の目的となる株式の総数は、当社普通株式 276,800 株とする。）。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後の目的となる株式数} = \text{調整前の目的となる株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転若しくは資本金の額の減少を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、本新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

#### (2) 本件新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、1,719 円（本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成 27 年 5 月 21 日）の東京証券取引所における会社株価の終値）とする。

#### (3) 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転若しくは資本金の額の減少を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

(4) 本新株予約権の行使請求期間

平成30年7月1日から平成33年6月18日まで

(行使請求期間の最終日が当社の休業日に当たる場合は、その前営業日が最終日となる。)

(5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 本新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、平成28年3月期から平成30年3月期までの3事業年度における、のれん償却前営業利益(営業利益にのれん償却額を加算した額をいい、以下同様とする。)の合計額が下記(a)、(b)に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を行使することができる。
  - (a) のれん償却前営業利益の合計額が5億円を超過している場合  
行使可能割合：50%
  - (b) のれん償却前営業利益の合計額が6億円を超過している場合  
行使可能割合：100%
- ② 上記①にかかわらず、平成28年3月期から平成30年3月期のいずれかの期において、のれん償却前営業利益が負の値となった場合、本新株予約権を行使することができない。
- ③ 上記①及び②におけるのれん償却前営業利益については、当社の有価証券報告書に記載される各期の連結損益計算書における営業利益及び連結キャッシュ・フロー計算書におけるのれん

償却額（連結財務諸表を作成していない場合、それぞれ損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。）を用いるものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益及びのれん償却額概念に重要な変更があった場合、当社取締役会決議に基づき、別途参照すべき適正な指標及び数値を定めるものとする。

- ④ 当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- ⑤ 本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。
- ⑦ 各本新株予約権1個未満の行使をすることはできない。

#### 4. 本新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画についての株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、前記3.（7）に規定する条件により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

#### 5. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

##### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.（1）に準じて決定する。

##### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.（2）（3）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(4)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(4)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(5)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(7)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記4. に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 本新株予約権の申込期間

平成27年6月8日から同月12日まで

7. 本新株予約権の割当日

平成27年6月19日

8. 本新株予約権と引換えにする金銭の払い込みの期日

平成27年7月17日

9. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役	3名	500個
当社従業員	18名	164個
当社子会社取締役	12名	960個
当社子会社従業員	312名	1,144個
合計	345名	2,768個

10. 新株予約権証券に関する事項

本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

11. その他

その他、本新株予約権にかかる事項は、本新株予約権の募集事項を定める取締役会の決定による。

以上